

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

令和5年10月13日

国土交通省 住宅局建築指導課長 殿

照会者名

住所

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

建築基準法第35条の2

建築基準法施行令第128条の5第1項第1号

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

建築基準法に定める3階以上300平方メートル以上の共同住宅については内装制限の適用があります（建築基準法第35条の2，建築基準法施行令第128条の4第1項1号（二））。同号に該当する建物について、建築当時、プラスターボードの上に準不燃クロスを張っているところ、リフォーム時に、プラスターボード上にある準不燃クロスを剥がさず、既存の準不燃クロスの上に、新しい準不燃クロスを張ることが可能であるか。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

御庁平成12年5月30日付「難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件」（建設省告示第1439号）第一「二」は、「難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げ」の方法として、準不燃クロスの上に準不燃クロスを張ることは想定されていないものと考えております。

なお、一般社団法人日本塗装協会による平成29年3月30日付「張替え時の防火塗装材料施工仕様の確認の件」（壁協発第28-105号）によると「壁紙の上に壁紙を張る・・・古い壁紙の裏打ち紙等が残ったまま壁紙を張るなどは、防火壁装材料の認定仕様とは認められません」とされています。また、照会者の依頼者が民間の検査機関に確認したところ、プラスターボードに貼られた既存の準不燃クロスのうえに準不燃クロスを貼った場合は、準耐火性能を維持できないとの回答を得ています。

こうした点から、準不燃クロスの上に準不燃クロスを張ると、「準不燃材料」（建築基準法施行令第128条の5第1項第1号イ）または「国土交通大臣が定める方法」、「国土交通大臣が定める材料」（同号ロ）の性能を満たさなくなるのではないかと危惧しています。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

特になし

5. 連絡先

壁協発第28-105号

平成29年3月30日

防火壁装材料施工管理者 各位

一般社団法人日本壁装協会
防火壁装材料品質情報管理システム運営委員会
同 施工管理委員会

張替え時の防火壁装材料施工仕様の確認の件

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は防火壁装材料の施工管理に格別のご配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

おかげをもちまして、昭和44年(1969年)に現場施工での管理による、初の防火材料として壁紙が大臣認定を受けて以来、今日に至るまで大過なくまいりましたのも、施工管理者各位のご尽力の賜物と理解しております。

平成28年度の壁紙需要は6.8億㎡でほぼ横ばいですが、広く言われておりますように、張替え需要が年々増加しております。新築需要は今後大幅な増加を望むことはできませんので、業界として張替え需要にも十分に配慮すべきことと考えております。

つきましては、防火上の施工仕様として下記の点につき改めてご確認をいただきたく、お知らせをさせていただく次第です。

既にご高承のこととは存じますが、ご一読の上、ご配慮下さるようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 国土交通大臣等の認定を受けた壁紙を防火壁装材料と言います。
2. 内装制限が適用される特殊建築物等では壁紙を張り替えた後も、新築時に内装制限で指定された性能(不燃・準不燃・難燃いずれか)を維持しなくてはなりません。
3. 内装制限が適用される特殊建築物には防火壁装材料が使用されますが、防火壁装講習会等でお知らせしているように、張替えの場合には古い壁紙を剥がした後に、下地の基材面を露出させなくてはなりません。
4. 従いまして、①壁紙の上に壁紙を張る、②塗装面等の上にそのまま壁紙を張る、③古い壁紙の裏打ち紙等が残ったまま壁紙を張る、などは防火壁装材料の認定仕様とは認められませんのでご注意ください。
5. 前項に上げた例を実際に行った場合は、適法な状態への復元を命じられることがあります。

以上